

参議院議員選挙に向けた各党の選挙公約に対する検証結果について
—全国市長会「決議」等を中心として—

平成 22 年 6 月 30 日

全国市長会 会長 森 民夫
政権公約調査委員会 委員長 倉田 薫

- 1 本会では、政党の政権公約に本会の政策提言を反映させるとともに、その後の検証等フォローアップに関する方策を検討するため、昨年 8 月、正副会長、支部長、各委員会委員長等で構成する政策推進委員会のもとに「政権公約調査委員会」を設置した。
- 2 この度の参議院議員選挙においても、政権公約調査委員会が中心となり「参議院議員選挙公約に対する全国市長会要請」をとりまとめ、4 月下旬に与野党に対して要請を行った。
- 3 6 月 9 日には、全国市長会議（総会）が開催され、「決議」や当面する主要課題に対する 15 項目の「重点提言事項」を決定した。
- 4 6 月 18 日から 22 日にかけて、参議院議員選挙に向けた与野党各党の選挙公約（マニフェスト）が公表された。
- 5 政権公約調査委員会では、「参議院議員選挙公約に対する全国市長会要請」及び「決議」等を踏まえ、別紙のとおり、各政党の選挙公約に対する検証を取りまとめた。

なお、民主党の公約の検証に当たっては、地域主権戦略大綱、財政運営戦略（共に 6 月 22 日閣議決定）については、政府与党の政策一元化により、民主党の選挙公約とみなすこととした。

民主党「民主党の政権政策 Manifesto」

－全国市長会の決議等を中心とした検証－

平成 22 年 6 月 30 日
全 国 市 長 会
政 権 公 約 調 査 委 員 会

1 地域主権改革の位置付け

(公約事項)

- 「国のかたちを変える」として、内政面では、『大胆な地域主権改革を実行』するとし、主要 10 項目の一つとして「地域主権」を位置付けている。
- 地域主権改革を『地域の自立を促す改革であり、そのために権限や財源の移譲に取り組む』『地域のことは地域で決められる仕組みをつくることで、明治以来の中央集権体制を改める』としている。
- 【実現したこと】として、『国と地方が対等な立場で政策について協議を行うため、「国と地方の協議の場」を設置するための法案を提出した』としている。

(検証内容)

- 地域主権改革については、民主党公約の主要 10 項目の一つに位置付け、冒頭の部分で、「国のかたちを変える」として、内政面で『大胆な地域主権改革を実行』するとしている。
- 菅総理は、所信表明演説（6 月 11 日）でも、『中央集権型の画一的な行政では、多様な地域に沿った政策の実現に限界があります。住民参加による行政を実現するためには、地域主権の徹底が不可欠です。』としている。
- また、国と地方の協議の場（平成 22 年 6 月 21 日）において、『鳩山政権で一丁目一番地としてきた地域主権改革については、鳩山前総理の思いはもとより、私も国の形を中央集権から地域主権に変えるという考え方を共有している』と発言している。
- このようなことを背景として、地域主権改革を具体化するものとして、6 月 22 日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。
- 地域主権改革大綱について、今後の具体的な目標・工程表等の策定や各分野の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて地方と十分協議の上、地方の意見・提言を最大限反映することを強く求める。
- なお、国と地方の協議の場に関しては、設置法案を通常国会に提出したことで、民主党の選挙公約では【実現したこと】としているが、通常国会では成立せず、継続審査と

なっているが、国と地方が協議しなければならない課題が山積していることから、国と地方の協議の場法案の早期成立を求める。

2 自治行政関係

(公約事項)

- 規制改革としては、
 - ・『幼保一体化に向けた幼稚園、保育所等の施設区分の撤廃』
 - ・『規制改革、税制の特例、事後的サポート体制の整備など必要な政策を複合的・集中的に実施する総合特区を展開し、地域を再生』
 - ・『より質の高い住民サービスが確保できるよう、福祉事務所の設置や公園に関する基準などは、身近な自治体が決められるようにする』としている。

(検証内容)

- 民主党公約には、上記の3項目のみであり、基礎自治体への権限移譲や国の出先機関の原則廃止等については記述されていない。
- 地域主権戦略大綱(6月22日閣議決定)では、『①地域主権改革の全体像、②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、③基礎自治体への権限移譲、④国の出先機関の原則廃止、⑤ひも付き補助金の一括交付金化、⑥地方税財源の充実確保、⑦直轄事業負担金の廃止、⑧地方政府基本法の制定、⑨自治体間連携・道州制、⑩緑の分権改革の推進』を示している。
- 政府与党の政策一元化という視点から、地域主権改革大綱も民主党公約とみなしたうえで、今後の具体的な目標・工程表等の策定や各分野の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて地方と十分協議の上、地方の意見・提言を最大限反映することを強く求める。

3 都市税財源関係

(公約事項)

- 『地域の権限や財源を大幅に増やし、地域のことは地域で決められるようにする』としている。
- 消費税について、「今すぐやること」として、『早期に結論を得ることをめざして、消費税を含む税制の抜本改革に関する協議を超党派で開始』としている。
- 財政の健全化について、「今すぐやること」として『2011年度以降、3年単位で予算の大枠を定める「中期財政フレーム」に沿って財政を運営』、「中期目標」として『2015年度までに基礎的財政収支の赤字(対GDP比)を、2010年度の1/2以下にする』、「長期目標」として『2020年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成する』

としている。

- 一括交付金については、『地方が自由に使える「一括交付金」の第一段階として、2011 年度に公共事業をはじめとする投資への補助金を一括交付金化。更なる一括交付金化を検討』としている。
- 自動車関係税については、『自動車重量税・自動車取得税は簡素化とグリーン化の観点から、全体として負担を軽減する』としている。
- 暫定税率廃止については、【引き続き取り組むこと】として、『ガソリン税が比較的低価格で推移していたことから、税収の急落、環境への配慮などから、ガソリン税などの暫定税率の水準を維持した』としている。
- 直轄事業負担金については、『国直轄事業に対する地方の負担金廃止に向けて、引き続き取り組む』としている。

(検証内容)

- 民主党公約では、消費税については『早期に結論を得ることを目指して、消費税を含む税制の抜本改革に関する協議を超党派で開始する』とし、菅総理は記者会見のなかで、『自民党が提案している 10%を参考にしたい。(6 月 21 日)』と明言している。
- 消費税の抜本改革については、その用途や地方消費税のあり方、地方交付税との関係などが明らかとはなっていないが、地方消費税の拡充とともに、消費税の一部が地方交付税の原資となっていることから、恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るため、地方交付税の法定率の引上げを強く求める。
- 「財政運営戦略」(6 月 22 日閣議決定)では、『地方歳出についても国に歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 22 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。』としている。
- 本会では、『国の予算編成で歳出の大枠を設ける際には、地方交付税については、枠付けすべきでないことは当然であり、別扱いとして、年末の地方財政対策でその必要額を「国と地方の協議の場」等を通じて決定するものである』と提言している。
- 本会では、自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策等の観点から、代替財源を示さない限り現行水準は維持すること。また、環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての検討も行うことを提言している。
- 国庫補助負担金の廃止と一括交付金の創設に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、決して総額が縮減されることがないようにするとともに、地方交付税制度との整合性にも留意し、地方の自由度が拡大することを前提に、国と地方の協議の場等で十分協議して制度設計を行うことを強く求める。

4 医療・福祉関係

(1) 後期高齢者医療制度

(公約事項)

- 後期高齢者医療制度については、『後期高齢者医療制度は廃止し、2013年度から新しい高齢者医療制度をスタートさせる』としている。
- 【まだ実現できていないこと】として、『廃止後の制度について、広く国民的な議論を行って結論を得るまでの間は、負担軽減措置を継続しつつ、後期高齢者医療制度を存続させる』としている。

(検証内容)

- 後期高齢者医療制度の廃止については、昨年の民主党公約において既定ものとなっているが、今般の民主党公約においても廃止後の新しい高齢者福祉制度についての具体的な姿は示されていない。
- 厚生労働大臣の下に設置された「高齢者医療制度改革会議」では、本年夏を目途に「新たな高齢者医療制度」の中間とりまとめを行い、平成25年4月に新しい高齢者医療制度を施行するとしている。
- 本会では、新たな高齢者医療制度の創設に当たっては、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする医療保険制度の再編・統合等を行うことを提言しており、本会の提言に沿ったものとなることを強く求める。

(2) 子ども手当等

(公約事項)

- 子ども手当については、
 - ・『財源を確保しつつ、すでに支給している「子ども手当」を1万3000円から上積みし、上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにする』
 - ・『現物サービスとして、保育所定員増・保育料軽減、子どもの医療費の負担軽減、給食費の無料化、ワクチン接種の公費助成等を検討』
 - ・『2011年度から「子ども手当」に国内居住要件を課す。海外に住んでいる子どもは対象にしない』 としている。

(検証内容)

- 子ども手当については、1万3000円に上積みし、地域の実情に応じて、現物サービス

にも代えられるようにするとしているが、その上積みする金額、上積みに必要な財源総額の確保方策、既存の現物サービス施策との整合性、配分基準等についての言及がない。

- いずれにせよ、国の施策として実施するのであれば、全額国庫負担すべきである。
- 本会では、子ども手当の本格的な制度設計に際して、都市自治体の意見を十分尊重し、国と地方の協議の場等で、総合的な子育て支援策に関して国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を行うよう提言している。

1 地方分権改革の位置付け

(公約事項)

- 地方分権改革については、『地方分権改革の当面の推進策』として、義務付け、枠付けの見直し、地方税、地方交付税等の一般財源の確保等を掲げており、『道州制の推進』のなかで、『地方分権型国家には、住民に身近な行政は市町村、広域的な行政や市町村間の調整は道州がそれぞれ担い、国は外交・防衛など国家全体の利益に直接関わる事務に限定するという明確なビジョンがある』としている。
- 「分権の推進に伴う地方の機能強化」として、『国と地方の徹底的な議論が行われるよう、全国知事会など地方六団体の法的位置づけの明確化を図る』としている。

(検証内容)

- 自民党公約は、政策全体について 271 項目と網羅的に記述され、その中に地方分権改革が言及されている。
- なお、分権の推進に伴う地方の機能強化として、『国と地方の徹底的な議論が行われるよう、全国知事会など地方六団体の法的位置づけの明確化を図る』としているが、どのような趣旨に基づきどのような法的な位置付けをしようとするのか不明確である。

2 自治行政関係

(公約事項)

- 地方分権改革については、『地方分権改革の当面の推進策として、①地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けの見直しを実施、②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保、③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本として、直轄事業負担金制度を抜本的に見直し、④国の出先機関を地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止・縮小を実施することとします。また、道州制の導入にあわせて、地方出先機関の一元化等を推進する』としている。
- 指定都市制度については、「指定都市が地域特性や実情にあわせた行政を担うことができるよう、広域自治体と指定都市のあり方等について検討』としている。

- 道州制については、『道州制の導入による地方分権を図るため、道州制基本法を早期に制定する』としている。

(検証内容)

- 地方分権に関して、『当面の推進策』として、地方分権改革推進委員会の類似の勧告に基づく義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の廃止・縮小が記述されていることから、地方分権改革を後退させないとする姿勢が示されている。
- また、本会が提言している『基礎自治体への権限移譲』、『国・都道府県・市町村の役割分担の明確化』等の記載がみられないが、さらなる地方分権改革に対する考え方が、示されることを強く期待する。
- 道州制の検討に当たっては、基礎自治体を重視した地方分権改革の推進が大前提である。

3 都市税財源関係

(公約事項)

- 地方税財政については、『地方一般財源の充実・強化を図るため、平成 21 年度税制改正法附則と「中期プログラム」に基づき税制の抜本的改革に取り組む際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方を見直しによる地域間税源の偏在性などを検討し、その際、地方の固有財源について明確にする』としている。
- 消費税については、『消費税を含む税制抜本改革については、平成 21 年度税制改正法附則や「中期プログラム」による道筋に沿って実施する』とし、消費税率については『少子化対策や年金・医療・介護の機能強化に要する費用、高齢化の進展に伴う今後の必要な社会保障費の自然増分、現在、消費税以外で賄われている年金・医療・介護にかかる費用等を考慮し、当面 10%とする』としている。
- 地方税制については、『地方分権を推進するとともに、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとするため、消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人 2 税のあり方を見直すこととし、もって、国と地方を通じた社会保障制度の安定的な財源の確保を目指す』としている。
- 環境税については、『環境税については、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する』としている。
- 自動車関係税については、『税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、その負担を軽減する方向で検討する』としている。

- プライマリーバランスについては、『今後 10 年以内に国・地方のプライマリーバランス黒字化の確実な達成を目指す。まずは景気を回復させ、5 年を待たずに国・地方のプライマリーバランス赤字の対 GDP 比の半減を目指す。そのための恒久的な財源を確保する原則を徹底する』としている。

(検証内容)

- 自民党公約では、消費税については社会福祉関係費用を考慮し、当面 10%とするとしている。
- 消費税の抜本改革については、福祉費用に目的化しているが、一方で、地方交付税の法定率の見直しや地方消費税の充実を記述している。
- 本会では、恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るため、地方交付税の法定率の引上げを提言しており、消費税改革に合わせて地方交付税率の引上げや地方消費税の拡充が行われることを強く求める。
- 自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策等の観点から、代替財源を示さない限り現行水準は維持すること。また、環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての検討も行うことを求める。

4 医療・福祉関係

(1) 後期高齢者医療制度

(公約事項)

- 高齢者医療制度については、『高齢者の方々の生活実態や思いに合わせた医療保険制度とするため、高齢者医療制度の対象年齢を 65 歳以上とし、同時に、それまで被用者保険に加入していた方々は、配偶者も含め被用者保険に引き続き加入できるように見直す、また、税制改革の実現を前提に、公費負担に関しても 65 歳以上全体を対象とすることとし、その増額を行うことにより、高齢者医療制度の財政を円滑化し、国保・協会けんぽ、組合健保、共済健保などの保険料率の上昇を抑え、国民皆保険制度を守る』としている。

(検証内容)

- 本会では、新たな高齢者医療制度の創設に当たっては、運営主体を以前の市町村単位に戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする医療保険制度の再編・統合等を行うことを提言しており、本会の提言に沿ったものとなることを強く求める。

(2) 子ども手当等

(公約事項等)

- (略) 子育て支援サービスの一部については、地域の実情に合わせて組み合わせることができるよう、子育て交付金を創設し、各自治体において、親・保育関係者・地域住民・行政の協議に基づいた予算配分と創意工夫が生かせるようにする。
- 「子ども手当」については財源の裏付けもなく、また、政策目的や効果も不明であることから全面的に見直す。特に、外国人の海外在住の子どもに対しては、子ども手当の支給を早急に停止する。

(検証内容)

- 本会では、子ども手当のあり方については、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、現金による直接給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮することを提言している。